

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料は、介護保険法上の介護報酬の告示額とする。(重要事項説明書の利用料金を参照)
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 上記の他、薬代や薬剤の調製等に係わる費用の利用者一部負担金を別途徴収する。
4. 居宅療養管理指導等に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。
5. 利用者が正当な理由もなくサービスをキャンセルした場合は、キャンセル料を請求する。

(緊急時等における対応方法)

第9条

居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. オレンジ薬局は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 健康保険法、介護保険法を順守し業務を遂行します。
3. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
4. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
5. サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、また家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ることとする。
6. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、オレンジ薬局と利用者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情申し立て窓口)

サービス提供にあたり苦情や相談がある場合、下記までご連絡下さい。

連絡先電話番号：093-332-2250

担当：オレンジ薬局 管理薬剤師 浦田 多津也

本規定は2019年6月12日より施行する。